

さいたま市総合振興計画次期基本計画等策定基本方針

平成 24 年 4 月

1 策定の趣旨

本市は、平成 14 年 12 月に議決された「基本構想」（目標年次は平成 32 年度）及び平成 16 年 2 月に決定した「基本計画」（計画期間は平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間）から構成する総合振興計画「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」を指針として、「基本構想」に掲げる 3 つの将来都市像の実現に向けた都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきたところである。

本市が誕生して 10 年が経過し、この間、平成 15 年 4 月 1 日には政令指定都市へ移行、平成 17 年 4 月 1 日には岩槻市との合併を実現し、また少子高齢化や経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の進展、東日本大震災の発生など、本市を取り巻く状況は大きく変化しつつある。

このような状況の中、現行の「基本計画」が平成 25 年度末をもってその計画期間を満了することから、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、本市の将来都市像の実現に向けた取組を更に推進するため、新たな「基本計画」（以下「次期基本計画」という。）を策定する。

なお、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行（平成 23 年 8 月 1 日）により、市町村の基本構想策定義務（改正前の地方自治法第 2 条第 4 項）が撤廃されたが、市政を総合的かつ計画的に運営するためには、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた施策や事業を総合的かつ体系的に示す総合的な計画は依然として必要であり、また市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、市民本位の自立した都市づくりを進めていくための基本的な指針としても必要不可欠であることから、本市においては、引き続き総合振興計画を策定することとする。

2 策定にあたっての基本的な考え方

（1）次期基本計画策定にあたっての基本的な視点

現在の三層構造（基本構想、基本計画及び実施計画）を維持し、次期基本計画及び次期実施計画は、以下の要素を備えた計画を目指し、関連付けて一体的に策定作業を進める。

ア 一覧性と分かりやすさを備えた計画

市民をはじめとする多様な主体と都市づくりの全体像を共有することができる、一覧性と分かりやすさを兼ね備えた計画

イ 重点を明確にした計画

限りある経営資源を効果的かつ効率的に配分することができる、重点施策や重点事業を明確にした計画

ウ 実効性の高い計画

策定段階で策定後の推進力と進行管理を意識し、着実に計画を進めることができる、実効性の高い計画

エ 適応性の高い計画

社会経済情勢の変化にも即応し、経営資源を柔軟に配分することができる、適応性の高い計画

(2) 総合振興計画の構造と計画期間

ア 基本構想

平成 32 年度を目標年次とし、都市づくりの基本理念、目指すべき将来都市像を掲げるとともに、その実現に必要な施策展開の方向性を定めるもの。

なお、社会経済情勢の変化によってその内容を覆すほどの事象は生じていないことから、現行基本構想を維持するものとする。

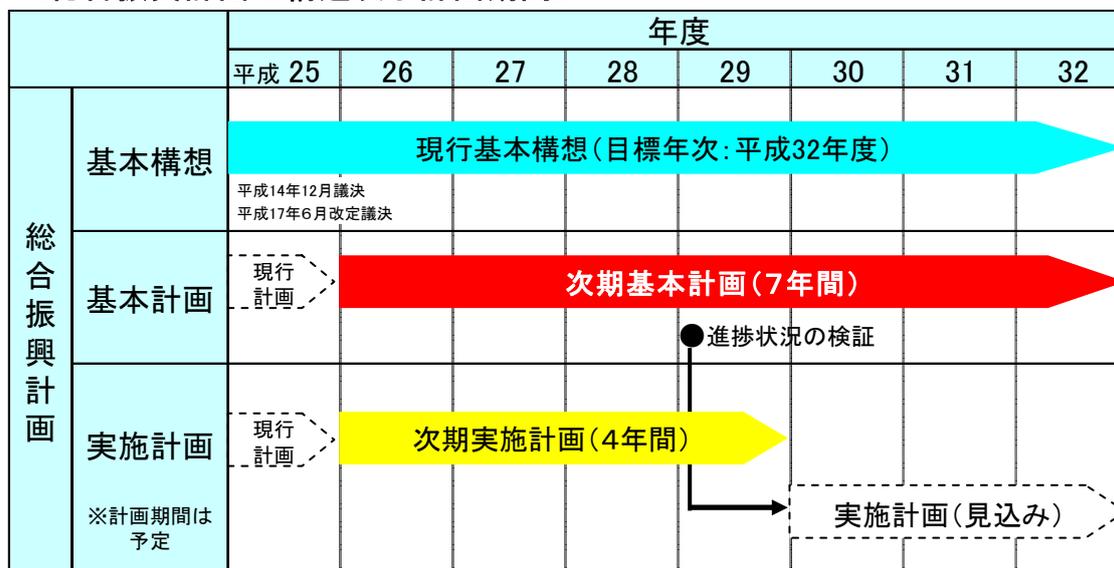
イ 基本計画

基本構想の実現に向けて基本的な施策を体系的に定める計画で、本市の都市づくりを総合的、計画的に進めていくための指針となるもの。計画期間は平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間とする。

ウ 実施計画

基本計画に定められた施策を展開するため、重点的に実施すべき個別の具体的な事業を定めるもの。計画期間は原則 4 年間とし、社会経済情勢の動向等を踏まえながら、弾力的に対応する。

<総合振興計画の構造及び計画期間>



3 次期基本計画の概要等

(1) 計画の名称

「(仮称)さいたま市総合振興計画後期基本計画」とし、副題を含め、今後検討する。

(2) 計画の期間

平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間とする。

(3) 計画の内容

ア 分野別計画、区別計画（各区の将来像）、行財政運営の大綱などにより構成する。

イ 基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、計画全体の推進を先導し、さいたまらしさを生み出す「重点プロジェクト」の設定を検討する。

ウ 分野別計画に成果指標（アウトカム指標）及びその目標値（以下「成果目標」という。）を設定し、成果目標に対する進捗状況を定期的にモニタリングする。

なお、モニタリングの結果を踏まえながら、平成 29 年度に各施策の検証・評価を行い、その結果に基づいて実施計画の改定を行う。

エ 分野別計画において、成果目標の達成に向けた市民等との役割分担を示す。

オ 区別計画の構成は、現行基本計画第 5 部（各区の将来像）を踏襲する。

(4) 実施計画策定の方向性

ア 重点の明確化と柔軟な資源配分を両立する観点から、実施計画掲載事業をより少数に絞り込みながら、社会経済情勢の変化にも即応し、柔軟に資源配分できる範囲を拡大する。

イ 実施計画掲載事業を絞り込む前提として、「財政フレーム」の設定を検討する。

ウ 実施計画掲載事業の選定にあたっては、次期基本計画に掲げる成果目標への貢献がより期待できる事業を優先する。

(5) その他

計画策定時までに次期基本計画及び次期実施計画の進行管理の方法を検討する。

4 次期基本計画の策定体制

(1) 総合振興計画審議会

さいたま市総合振興計画審議会条例（平成 14 年条例第 1 号）に基づき、学識経験を有する者、関係団体の代表者、市民など 50 人以内で構成する総合振興計画審議会を設置する。

総合振興計画審議会は、市長の諮問に応じ、次期基本計画の策定に関し必要な事項を審議し、計画案を答申する。

(2) 庁内体制

市長を本部長とする総合振興計画次期基本計画策定本部（平成 23 年 8 月設置）を中心に、次期基本計画の策定に向けて全庁的な取組を推進する。

総合振興計画次期基本計画策定本部は、次期基本計画の素案の作成や次期基本計画案の決定などを行う。

(3) 市民参加

市民をはじめ、多様な主体の参画により、市民に開かれた計画づくりを進める。

具体的には、平成 23 年度に実施した市民アンケート調査やワークショップの結果をはじめ、今後実施するタウンミーティングやパブリック・コメントなどを通じて集める多様な意見を検討過程において最大限に活用する。

また、市民等と市が目標を共有し、その実現に向けてそれぞれの役割と責任を自覚して、協働による都市づくりを推進するため、協働による計画づくりに取り組む。

5 次期基本計画の策定スケジュール

次期基本計画は、総合振興計画審議会の答申を受け、平成 25 年度中に市議会の議決を得て策定する。

(1) これまでの取組

平成 23 年	8 月	総合振興計画次期基本計画策定本部の設置
	9 月	次期基本計画に係る市民アンケート調査の実施
	10 月	市民ワークショップの開催（～11 月）
	12 月	職員ワークショップの開催（～平成 24 年 2 月） 総合振興計画あり方懇話会の設置
平成 24 年	3 月	職員アンケート調査の実施 総合振興計画あり方懇話会報告書の提出

(2) 今後の予定

平成 24 年	4 月	次期基本計画等策定基本方針の決定
平成 24 年度中		市民等の意見を適宜反映しながら基本計画（素案）を作成
平成 25 年度中		総合振興計画審議会に諮問 パブリック・コメントの実施 総合振興計画審議会の答申 市議会へ議案提出